

精神障害者保健福祉手帳のあらまし

令和 7 年 4 月作成
発行元 山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係
☎ 4 3 - 0 0 5 2

精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象となります。(知的障がいを除きます。)
等級は、1 級・2 級・3 級の 3 等級です。有効期限は 2 年間です。

☆精神障害者保健福祉手帳の手続き

新規交付申請	・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金証書、振込通知書などの年金の種類がわかるもの ※交付申請時には顔写真が必要です（4cm×3cm 脱帽の上半身、ボラロ付不可）	
再交付申請	・ 手帳をなくした場合 ・ 手帳の記載欄に余白がなくなった場合 ・ 手帳を破損した場合 ※再交付申請時には顔写真が必要です（4cm×3cm 脱帽の上半身、ボラロ付不可）	
更新申請	精神障害者保健福祉手帳には「有効期限」が記載されています。有効期限の 3 か月前から、更新できます。（期限が過ぎても 2 年間は更新可能です。）	
	障害年金証書等で申請	精神障害者保健福祉手帳 ※ただし、障害年金の受給状況・内容によっては、年金証書の写しや診断書の提出を求める場合があります。
	診断書で申請	① 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ② 精神障害者保健福祉手帳
記載事項の変更	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人の氏名または住所に変更があった場合	
返還	・ 手帳の交付を受けた人が交付対象者に該当しなくなった場合 ・ 手帳の交付を受けた人が死亡した場合 ・ 手帳を必要としなくなった場合 ・ 他県へ転出後、その県の手帳の交付を受けた場合	
※ 新規交付、更新には約 3 か月かかります。		

サービスの種類	内 容		お問い合わせ先	
自立支援介護 訓練等給付	●居宅介護（ホームヘルプサービス） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		障害支援区分の申請後、調査を受けて、区分が決定された後、利用開始となります	
	●就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。			
	●就労継続支援 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。			
税の控除		障害者控除	特別障害者控除	山鹿税務署 ☎ 4 4 - 2 1 8 1
	対象者	その年の12月31日までで、その他障がい者であるかどうかを判定すべき時に手帳を所持している人	その年の12月31日までで、特別障がい者であるかどうかを判定すべき時に手帳を所持している人	
	所得税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに精神障がい者（手帳2～3級）がいるときは、その障がい者1人につき27万円を所得控除として差し引くことができます。	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに精神障がい者（手帳1級）がいるときは、その障がい者1人につき40万円を所得控除として差し引くことができます。 ただし、障がい者が納税者本人以外かつ同居の場合は、その障がい者1人につき75万円を所得控除として差し引くことができます。	
	市・県民税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに精神障がい者（手帳2～3級）がいるときは、その障がい者1人につき26万円を所得控除として差し引くことができます。	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに精神障がい者（手帳1級）がいるときは、その障がい者1人につき30万円を所得控除として差し引くことができます。 ただし、障がい者が納税者本人以外かつ同居の場合は、その障がい者1人につき53万円を所得控除として差し引くことができます。	

サービスの種類		内 容			お問い合わせ先		
(手帳所持者1人につき計1台まで)	軽自動車税の減免	●軽自動車税（種別割） ※精神障害者保健福祉手帳1級かつ手帳が有効期間内であること。 ①手帳所持者が取得（所有）する自動車を、手帳所持者本人もしくは、生計を一にする親族が、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のために運転する場合 ②手帳所持者と生計を一にする親族が取得（所有）する自動車を、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のために、生計を一にする親族が運転する場合 ③手帳所持者だけで構成される世帯で、手帳所持者が取得（所有）する自動車を、常時介護する親族が、手帳所持者のために運転する場合 ④構造上、身体障がい者等の利用に供されると認められる自動車等である場合			○軽自動車税 (種別割・環境割等) 山鹿市役所 税務課 ☎43-1120		
	自動車税の減免	●自動車税 ・環境割等に関すること ・種別割に関すること			○自動車税事務所 ☎096-368-4020 受付は、山鹿市役所 税務課内 県税窓口 で可能。 ☎44-2132		
費の助成	重度心身障害者の医療	重度の心身障がい者が医療を受けた場合に、一部負担金から、下記の自己負担額を差し引いた額を助成します。 ひとつの医療機関について…外来 月額 1,000 円 入院 月額 2,000 円		精神保健福祉手帳 1級 所持者	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 ☎43-0052		
公共料金の割引等	バス・電車運賃	対象・・・写真が貼付された手帳をお持ちの人（本人のみ） 料金・・・運賃の半額（10円単位に四捨五入） 適用されるバス・電車・・・熊本県内の下記のバス・電車 ○ 産交バス ○ 熊本市営バス・電車 ○ 熊本バス ○ 熊本電鉄バス・電車 ○ 熊本都市バス 利用方法・・・料金支払いの際に、手帳を呈示してください。			詳しくは、 各乗車券発売窓口 又はバス乗務員へ お問い合わせください。		
	JRの旅客運賃	精神障がい者が単独で乗車する場合、片道100kmを超える場合	本人のみ 5割引	精神障害者手帳を乗車券発売窓口 に呈示し券を購入			
		1級の精神障がい者が、介護者とともに乗車船する場合（区間制限なし）	本人及び 介護者5 割引				
		12歳未満の2級・3級の精神障がい者が介護者とともに乗車船する場合（区間制限なし）	ただし、 小児の定期旅客運賃を除く				

	NHK 放送 受信料	精神保健福祉手帳をお持ちの 人が世帯構成員であり、世帯 構成員全員が市県民税非課税 の場合	全額 免除	※契約等は 直接NHK とやり取り をしていた だく必要が あります。	
		精神保健福祉手帳 1 級をお持ち の人が世帯主の場合	半額 免除		
日中一時支援		日中における活動の場を確保 し、障がい者等の家族等の一時 的な介護負担の軽減を図るサ ービスです。	自己負 担があ ります	精神保健 福祉手帳所 持者	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 ☎ 4 3 - 0 0 5 2
地域活動 支援センター		日中の創作活動や生産活動、社会との交流 促進などの活動支援を行います。 (自己負担はありません)		精神保健 福祉手帳所 持者	各市民センター 鹿北 3 2 - 3 1 1 1 菊鹿 4 8 - 3 1 1 1 鹿本 4 6 - 3 1 1 1 鹿央 3 6 - 3 1 1 1
障害者外出支援 タクシー利用 助成事業		家族による移動および路線バス 等の利用が困難なことにより外 出の支援が必要な人で、 ・住民税非課税世帯に属する人 ・施設に入所していない人 ・医療機関に入院していない人	ひと月 あたり 400 円 チケット 4 枚 を翌年 3 月ま で	精神保健 福祉手帳 1 級 所持者	
自動車運転免許取得・ 改造助成事業		免許取得及び自動車改造により社会参加 が見込まれる人 ※事前の申請が必要で、所定の要件を満た す必要があります。		精神保健 福祉手帳所 持者	
携帯電話		各種割引あり		精神保健 福祉手帳所 持者	各携帯電話代理店に お問い合わせくださ い
後期高齢者 医療制度		6 5 歳から 7 4 歳までの障がいの等級が 1 級、2 級の人 は、後期高齢者医療制度に加入申請をすることができま す。(ただし、熊本県後期高齢者医療広域連合の認定を受 けた人のみです。) 加入(障がいの認定の申請)は任意です。いつでも申請す ることができ、いつでも撤回することができます。			山鹿市役所 国保年金課 後期医療年金係 ☎ 4 3 - 1 5 7 6 各市民センター

各種手当・年金

種 類	支 給 対 象 者	支 給 月 額	お問い合わせ先
障害基礎年金	納付要件を満たした人で、身体又は知的・精神に一定の障がいの程度を有する人 ※65歳までに初診があり、一定の障がい程度を有していないといけません。	等級によって 年金額が変わります。 ※精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。	山鹿市役所 国保年金課 後期医療年金係 ☎43-1576 熊本西年金事務所 096-353-0142
障害厚生年金	雇用労働者で身体又は知的・精神に重度又は中度の障がいを受けた人	年金額は、年金事務所等へご確認下さい。	熊本西年金事務所 096-353-0142
特別児童扶養手当	身体又は知的・精神に中度以上の障がいを持つ20歳未満の児童を養育している父か母、又は父母に代わって養育している人 ※所得制限あり	1級：一人につき 月額 56,800 円 2級：一人につき 月額 37,830 円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター 県北広域本部福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は政令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している人 父または母が重度の障がい者である家庭においても同様に手当が支給される。 ※所得制限あり ※児童扶養手当と公的年金等の両方を受給する場合は、手続きが必要です。	児童1人の場合： ・全部支給 46,690 円 ・一部支給 46,680 円～ 11,010 円 ・第2子以降加算額 全部支給 11,030 円 一部支給 11,020 円 ～5,520 円	山鹿市役所 子ども課 児童家庭係 ☎43-1514 各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111
特別障害者手当	身体又は知的・精神に著しく重度の障がいを持つため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人 ※所得制限あり	一人につき 月額 29,590 円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター
障害児福祉手当	身体又は知的・精神に重度の障がいを持つため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の人 ※所得制限あり	一人につき 月額 16,100 円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター

※これらの手当は手帳をお持ちでない人も対象となる場合があります。まずはご相談ください。

障がい者等用駐車場利用証 (ハートフルパス)	精神障害者保健福祉手帳の等級1級の人 他、障がい者以外の人でも対象となる場合があります。	申請先 熊本県庁 山鹿保健所
---------------------------	---	----------------------